

決議事項

2021年3月3日

持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）
署名機関等 各位

21世紀金融行動原則 総会共同議長

21世紀金融行動原則 第10回定時総会 決議事項について

【第1号議案】	「10周年記念事業の内容」の承認
---------	------------------

添付の「10周年記念事業の内容」を、21世紀金融行動原則の2021年度の活動として承認してよろしいか皆様に決議をお諮りいたします。

〈参考〉21世紀金融行動原則運営規程

（「総会」に関する「開催」「議決権」「決議」「書面等による議決権の行使」等に関する箇所抜粋）

第4章 総会

第16条（開催）

1. 総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は年1回1月から3月までの間に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。
2. 臨時総会は、必要に応じて書面、電磁的方法その他運営委員会が適切と認める方法で開催することができる。

第18条（議決権）

総会における議決権は、署名金融機関等1機関につき1個とする。

第19条（決議）

第16条第2項の規定により、書面、電磁的方法その他運営委員会が適切と認める方法により臨時総会が開催された場合における決議は、総署名金融機関等の議決権の過半数を有する署名金融機関等から書面、電磁的方法による返信がなされ、当該返信のなされた署名金融機関等の議決権の過半数をもって行う。

第20条（代理又は書面等による議決権の行使）

2. 運営委員会は、必要があると認める場合には、総会の招集通知に議決権行使書を添付することができる。この場合、署名金融機関等は、当該議決権行使書により議決権を行使することができるものとする。当該議決権行使書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - ・ 各議案の内容及び当該議案についての賛否を記載する欄
 - ・ 署名金融機関等による賛否の記載がない議決権行使書が提出された場合における各議案についての賛成、反対又は棄権のいずれかの意思の表示があったものとする取扱いの内容

※第10回定時総会の決議事項は、緊急事態宣言下のオンライン開催となり、オンラインでの決議が困難なため、臨時総会に準じ書面により行い、結果を総会当日に報告するものいたします。

以上